

主な改正内容

○ 教員の勤務時間の短縮措置について

教員が勤務の短縮を申し出る場合に、**教員の育児・介護に伴う勤務に係る特例措置に関する規程（2分の1）**が新設されました。

学内規程により以下の措置があります。

★年度更新★

項目	教員の勤務に係る特例措置に関する規程（4分の3） 20081001 改正	教員の <u>育児・介護に伴う勤務</u> に係る特例措置に関する規程（2分の1） 20200401 改正
対象者	教員（診療における短時間）	教員（診療における短時間）
要件	以下の2つを満たす者 ○医師免許取得者 ○助教（任期付含む）以上の者	以下の①～③を満たし、育児・介護要件を満たす者 ①入職後1年以上の者 ②医師免許取得者 ③助教（任期付含む）以上の者 <育児>子が小学校3年生の学年末まで（同居かつ養育する者） <介護>要介護状態である家族（配偶者・父母・子・配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹・孫）を介護する者
勤務時間	1日6時間以上、週5日勤務 （例:9:00～16:00）休憩1h除く	1日4時間以上、週5日勤務 （例:9:00～13:00）休憩なし
取得期間	申し出た期間	<育児> 適用希望日から子が小学校3年生の学年末まで <介護>申し出た期間 * 要介護状態にある旨記載のある診断書または、要介護2以上の介護保険被保険者証の写し
*添付書類 （介護のみ）		

手続き	<p>○講座代表（分野責任者）へ申し出て、所定様式にて申請</p> <p>○勤務時間については、勤務地の病院長と適宜調整</p>	<p>○講座代表（分野責任者）へ申し出て、所定様式にて申請</p> <p>○勤務時間については、勤務地の病院長と適宜調整</p>
申し出	<p>「短時間勤務（特例措置）適用申請書」に、希望する勤務時間及び適用期間を記入し、人事課へ提出 ★年度更新★</p>	<p>「短時間勤務（特例措置）適用申請書」に、希望する勤務時間及び適用期間を記入し、人事課へ提出 ★年度更新★</p>
待遇	<p>○給与 通常の月給の4分の3支給</p> <p>○通勤 支給する</p> <p>○賞与 通常勤務の4分の3支給</p> <p>○定期昇給 通常勤務と同様とする</p> <p>○退職金 当該期間の4分の3を勤続期間に算定</p> <p>○休日、宿日直勤務はなし。</p>	<p>○給与 通常の月給の2分の1支給</p> <p>○通勤 支給する</p> <p>○賞与 通常勤務の2分の1支給</p> <p>○定期昇給 通常勤務と同様とする</p> <p>○退職金 当該期間の2分の1を勤続期間に算定</p> <p>○休日、宿日直勤務はなし。</p>
その他	<p>○兼業 当該規程の教員の特例は適用されない（兼業は許可しない）</p>	<p>○兼業 当該規程の教員の特例は適用されない（兼業は許可しない）</p>